

9

中央会月刊誌



中小企業かごしま

2025 第843号

■ 特集：下請法・下請振興法の改正について



名水丸池感謝の夕べ

中央会 共済制度をご活用ください！

中央会では、中小企業の経営者や従業員の福祉向上のための各種共済制度を実施しております。

経営者・役員・従業員とそこご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

従業員のための
退職金準備に

特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

経営者・従業員のための
万一の保障

団体扱生命保険

☆オーナーズプラン

経営者の

各種リスクマネジメントのために

☆パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

団体扱※(月払)の場合、
一般扱(口座振替扱月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

業務上の災害の備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまの労災事故などのリスクを
カバーする保険です。

病気やケガで働けなく
なったときのために

所得補償保険

病気やケガによる
入院・自宅療養により
働けなくなった場合に、
サポートする保険です。



組合と共に明日を拓く中央会

鹿児島県中小企業団体中央会

(総務企画課)

TEL : 099-222-9258 FAX : 099-225-2904

※団体扱とは、鹿児島県中小企業団体中央会が団体扱としてお申込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して各保険会社へ払い込む取り扱いのことです。一部対象とならない商品・契約がありますので、詳細はお問い合わせください。

CONTENTS

特集 下請法・下請振興法の改正について	2
中央会の動き.....	7
中小企業の労働力確保・省力化対策セミナー	
中央会青年部会 ボランティア活動	
新設組合紹介.....	8
種子島なかたね仕事サポート協同組合	
コラム	8
中央会職員リレーコラム(第11回)	
インフォメーション	10
業界情報.....	12
令和7年7月 情報連絡員報告	
倒産概況.....	15
令和7年8月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定.....	16

鹿児島県信用保証協会からのご案内

令和7年8月6日から大雨により経営に影響を受けている方へ

県制度

緊急災害対策資金

をご利用いただけます

融資限度額・融資期間

保証料率

運転設備資金 2,000万円
 (融資期間7年(据置2年可))
 設備資金 3,000万円
 (融資期間10年(据置3年可))

年 0 %

【お問合せ先 保証部 ☎099-223-0271 経営支援課 ☎099-223-0274】



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

詳しくはホームページをご確認ください。

<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

鹿児島県信用保証協会

検索

HP▶



つながりの強さで、地域の輝く未来をつくる。

地域・企業・人がつながれば、

地元の未来は、もっと明るく変わるはず。

話せる、頼れる、なんぎんです。

話せるところ 頼れるところ

下請法・下請振興法の改正について

出典：中小企業庁「下請法・下請振興法改正法の概要」

【下請法・下請振興法改正の背景・趣旨等】

近年、労務費・原材料費・エネルギーコストが急激に上昇しており、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者が賃上げの原資を確保することが不可欠となっています。

また、中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、**サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」**の実現を図っていくことが重要です。

このような中、協議に応じない一方的な価格決定など、価格転嫁を阻害し受注者に過度な負担を強いる商慣習を是正することで、取引の適正化と価格転嫁の円滑化を図るべく、令和7年5月に下請法・下請振興法の改正法が成立しました。**以下に、その主な改正事項の概要を示します。**

※施行期日：令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

【下請法の改正事項の概要】

① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

【改正の背景】

⇒コストの上昇が続く中で、**協議を行わずに価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に設定**したりするなど、上昇分を適切に価格へ転嫁できていないという問題が見受けられています。

⇒こうした状況を踏まえ、**適正な価格転嫁を可能とする取引環境の整備**が求められています。

【改正のポイント】

⇒「市価」の認定が必要となる買ったたきとは別に、対等な価格交渉を確保する観点から、新たな規定が設けられます。具体的には、**中小受託事業者から価格協議の申し出があったにもかかわらず協議に応じない行為、委託事業者が必要な説明を行わず一方的に代金を決定して中小受託事業者の利益を不当に害する行為が禁止**されます。



今回の改正により、価格協議を通じた対等な交渉の仕組みが強化されましたが、個々の事業者が単独で取引条件を改善するには限界がある場合も少なくありません。そこで、中小企業等協同組合法（以下「中協法」）及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく「団体協約（組合協約）」の制度を活用することで、独占禁止法の適用が除外され、大企業に対して団体で転嫁にかかる価格交渉を行うことができます。

以下では、その団体協約の概要を紹介します。

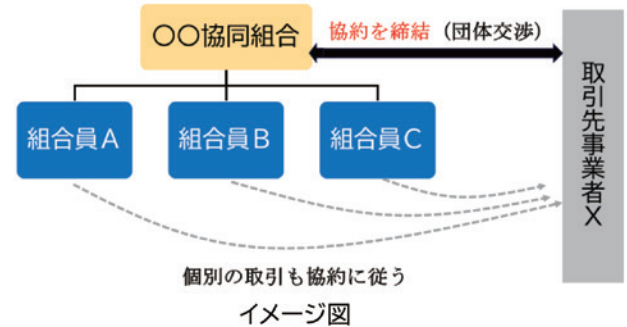


★団体協約の概要

団体協約とは、中協法に基づき、組合員の経済的地位の改善のために、事業者との間で結ぶ、取引条件に関する取り決めのことです。

例えば、取引を行う事業者間で、力関係に優劣があれば、力が劣位にある事業者は、力が優位にある事業者の求める取引条件を受入れざる得ません。もし、力が優位にある事業者の求める取引条件を受入れない場合には、その事業者との継続的な取引関係を失うことにつながる可能性があるからです。

このようなとき、力が優位にある事業者と対等な立場で契約条件について交渉し、取り決めるための手段として、団体協約の締結が認められています。組合は、組合員の取引先事業者等と、提供する財、サービスの価格、提供・納入の期日や方法などの取引条件について団体交渉を行い、団体協約を締結することができます。団体協約で締結された取引条件は、組合員と、団体協約を締結した事業者との間の個別の契約に適用され、団体協約に定める基準に違反して契約した部分については、その基準に従って契約したものとみなされます。



② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

【改正の背景】

⇒支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りの負担を強いる商慣習が依然として残っています。

【改正のポイント】

⇒中小受託事業者の保護を強化するため、今般の指導基準の変更をさらに進め、本法上の支払手段として手形払いを認めないこととなります。

⇒電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金相当額（手数料等を含む満額）を受け取ることが困難なものは、支払手段として認めないこととなります。



ビジネスや観光の拠点に好適な立地で、癒しの空間を提供するシティホテル。料亭竹千代、ダイニング皇（ひめらぎ）想咲鉄板 薩摩（そうさくてっばん さつま）など飲食施設も充実。

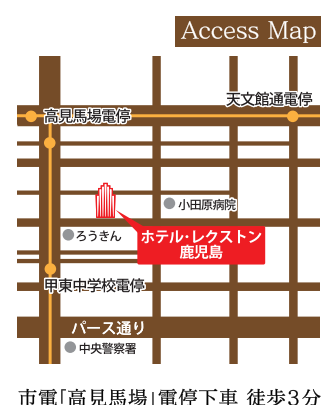


ホテル・レクストン鹿児島

<http://nisikawa.net/lexton/>

TEL.099・222・0505

〒892-0844 鹿児島市山之口町4-20



③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

【改正の背景】

⇒発荷主から元請運送事業者への委託については、本法の対象外とされており、独占禁止法の物流特殊指定により対応しています。

⇒一方で、立場の弱い物流事業者が荷役や荷待ちを無償で強いられるなど、荷主と物流事業者との間における荷役・荷待ち問題が顕在化しています。

【改正のポイント】

⇒発荷主が運送事業者に物品の運送を委託する取引を、本法の新たな対象類型として追加し、問題に機動的に対応できるようになります。



④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

【改正の背景】

⇒実質的には事業規模が大きいにもかかわらず、当初の資本金が少額である事業者や、減資を行うことで本法の対象外となっている事例があります。

⇒本法の適用を回避する目的で、受注者に対し増資を求める発注者が存在します。

【改正のポイント】

⇒適用基準として、新たに従業員数の基準が追加されます。

⇒具体的には、本法の趣旨や運用実績、取引実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との整合性などを踏まえ、製造委託等については従業員数 300 人、役務提供委託等については従業員数 100 人の基準が新たに設けられます。

【適用基準例(製造委託等)】



⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

【改正の背景】

⇒現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられており、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携した執行体制をさらに強化していく必要があります。

⇒事業所管省庁(例:「トラック・物流 G メン」など)へ通報した場合には、本法における「報復措置の禁止」の対象とされていません。

【改正のポイント】

⇒事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与されます。

⇒中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加されます。

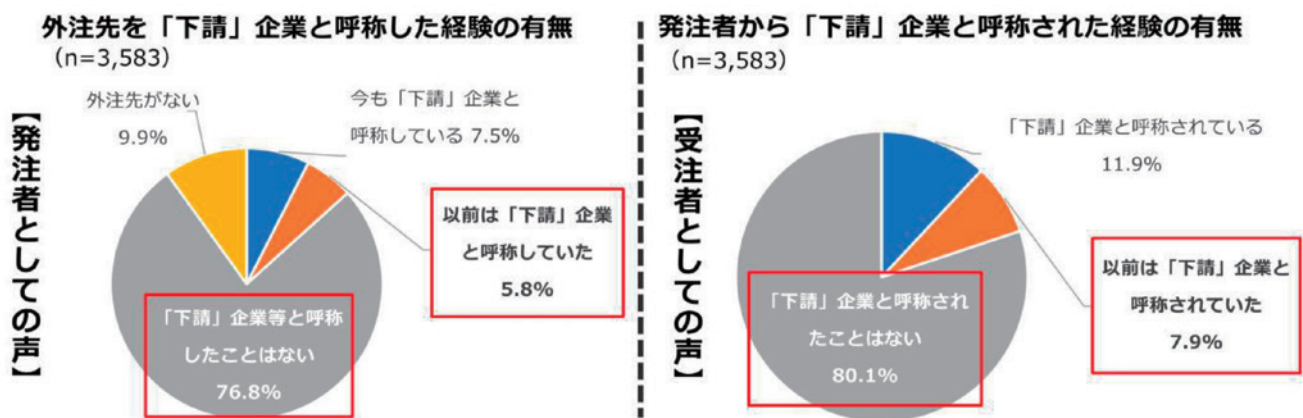
⑥ 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

【改正の背景】

- ⇒本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘があります。
- ⇒時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっています。

【改正のポイント】

- ⇒用語については、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」などに改正されます。
- ⇒あわせて、法律の題名も「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」へ改正されます。



⑦ その他の改正事項

【改正の背景】

- ⇒製造委託の対象物は物品等の製造に用いられる金型に限られており、木型や治具などは対象外となっています。
- ⇒書面交付義務については、下請事業者の事前承諾がある場合に限り、書面の交付に代えて電磁的方法による必要的記載事項の提供を行うことができます。
- ⇒下請代金の支払遅延については、親事業者に対し代金支払や遅延利息の支払を勧告する規定があるが、減額については規定が設けられていません。
- ⇒受領拒否等をした親事業者が勧告前に受領した場合や、支払遅延後をした親事業者が勧告前に代金を支払った場合に、勧告が可能かどうか規定上明確ではありません。

【改正のポイント】

- ⇒専ら製品の作成に用いられる、木型・治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物に追加されます。【新第2条第1項関係】
- ⇒書面交付義務については、中小受託事業者の承諾の有無を問わず、必要的記載事項を電磁的方法で提供できるようになります。【新第4条関係】
- ⇒減額を遅延利息の対象に追加し、代金の額を減じた場合には、起算日から60日した日から実際の支払日までの期間について遅延利息を支払わなければなりません。【新第6条第2項関係】
- ⇒違反行為が既に是正されている場合等の勧告規定を整備し、勧告時点で委託事業者の行為が改善されていた場合でも、再発防止策等を勧告できるようになります。【新第10条関係】

【下請振興法の改正事項の概要】

課題① サプライチェーンの深層における取引適正化対策

- ▶ サプライチェーンの取引段階が深くなるほど、価格転嫁割合が低下しています。
- ▶ 直接の取引先にとどまり、さらにその先の「数次先取引先」まで含めた価格交渉を行わない商習慣が存在します。

【改正内容①】（多段階の事業者が連携した取組への支援）

- ▶ サプライチェーンにおける複数（2社以上）の取引段階にまたがる事業者が策定する振興事業計画について、承認・支援できる旨が新たに追加されます。
- ⇒ 直接の取引先との関係にとどまらず、サプライチェーン全体での取引適正化を促すメッセージとなります。

課題② 地方公共団体における取引適正化対策

- ▶ 地方での価格転嫁を推進するためには、都道府県ごとの取引適正化への取組が重要となっています。

【改正内容②】（国・地方公共団体の責務規定新設）

- ▶ 地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める旨が規定されます。
- ⇒ 全国規模で価格転嫁を推進する観点から、全国47都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」に寄せられる中小企業の声を一層活用するため、連携強化が図られます。

課題③ 主務大臣による指導助言を受けても改善しない例

- ▶ 下請Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、主務大臣による指導・助言を実施しています。
- ⇒ 取引方針が改善される等、一定の効果があります。
- ▶ 他方、何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者も存在します。
- ⇒ こうした事業者には改善の意思はあるものの、具体的にどのような取組を行うべきか十分に検討できていないケースがあります。

【改正内容③】（主務大臣の権限強化「勧奨」）

- ▶ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して、その実施を促す（「勧奨」する）ことができる旨が規定されます。
- ⇒ 価格転嫁・取引適正化の実効性を高めることが期待されます。なお、下請法違反事業者に対しては下請法に基づき対応されます。

課題④ 「発荷主 - 元請運送事業者の取引」、「資本金基準で捉えられない取引」の価格転嫁

- ▶ トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位であり、商流の源（発荷主-元請運送）から価格転嫁を推進する必要があります。
- ⇒ 運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させることが重要となっています。
- ▶ サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要があります。

【改正内容④】（適用対象の追加）

- ▶ ①発荷主 - 運送の取引（下請法と同様）②従業員の大小関係がある委託事業者（下請法より広い）が追加されます。
- ⇒ 中小企業同士等、下請法の対象外の取引も含めて、支援または指導・助言・勧奨の対象とし、価格転嫁・取引適正化を浸透させることが狙いとなっています。

【その他の改正内容】

- ▶ 「下請」等が含まれる用語が、振興法においても改正されます。
「下請中小企業」⇒「受託中小企業」、「親事業者」⇒「委託事業者」、「下請中小企業振興法」⇒「受託中小企業振興法」

中小企業の労働力確保・省力化対策セミナー ～労働環境整備研究会を開催～

8月28日、鹿児島市のサンロイヤルホテルにて、「中小企業の労働力確保・省力化対策セミナー」と題し、「自衛隊若年退職者等の雇用」と「省力化投資補助金」についての研究会を開催しました。

「自衛隊若年退職者等の雇用」では、自衛隊鹿児島地方協力本部より講師をお招きし、退職予定自衛官の再就職支援制度についてご講話いただきました。

若年退職者等とは、自衛隊の精強性を保つために55～58歳（若年定年制自衛官）又は20代～30代半ば（任期制自衛官・自衛隊新卒）で退職する者であり、厳しい訓練や様々な資格を保有しているため、退職後も多くの企業等で即戦力として活躍しています。

人手不足により労働力の維持及び確保が困難となる中、参加者は、労働力確保に繋がる退職予定自衛官の再就職支援制度の活用方法や、生産性向上のための設備投資に活用できる省力化投資補助金の概要について、理解を深めた様子でした。



セミナーの様子

中央会青年部会がボランティア活動に参加

8月24日、本会青年部会（堂園春樹会長）が「第23回かごしま錦江湾サマーナイト大花火大会」のボランティア清掃（鹿児島市）に参加しました。

地域貢献と青年部会員同士の業種の垣根を超えた交流促進を目的としており、7団体61名が参加しました。

当日の清掃活動は朝8時から行われ、天候にも恵まれた中で楽しみながら活動でき、会員間が親睦を深めつつ、まちをきれいにすることができました。今後も、青年部会及び組合青年部の活性化につながる取組を推進してまいります。



参加団体（順不同）

- ◆ 鹿児島県環境整備事業協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島電気工業協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島県冷凍空調工業保安協会青年部会
- ◆ 鹿児島市管工事協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島県漬物商工業協同組合青年部会
- ◆ 鹿児島県生コンクリート工業組合青年部

個人旅行から団体旅行までお気軽にご相談ください



近畿日本ツーリスト

近畿日本ツーリスト株式会社 鹿児島支店

支店長 黒田 進一

〒892-0828 鹿児島市金生町 4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 3 階

TEL : 099-223-3205 FAX : 099-239-8159

（平日 10:00～17:00 土日祝休み）

種子島なかたね仕事サポート協同組合（熊毛郡中種子町）の設立が認可

令和7年8月20日、「種子島なかたね仕事サポート協同組合」が設立しました。

本組合は、県内12例目の特定地域づくり事業協同組合として、各種商品小売業、自動車整備業、専門料理店、書籍・文房具小売業、運輸に附帯するサービス業、農業サービス業の6事業者で構成されています。

代表理事に就任した永濱浩二氏は「中種子町では、人口減少が続いており、地域産業の担い手確保が大きな課題となっている。特定地域づくり事業を通じて、安定した雇用環境を整備しつつ地域外からの移住・定住を積極的に推進し、官民一体となって地域経済の活性化に努めていきたい。」と抱負を述べました。



組合員及び中種子町並びに関係者の皆様

〔組合プロフィール〕

名 称：種子島なかたね仕事サポート協同組合
所 在 地：鹿児島県熊毛郡中種子町野間 5186 番地
代表理事：永濱 浩二（写真前列左から3番目）
組合員数：6人

中央会職員リレーコラム（第11回）

身近な出来事を話題にした中央会職員リレーコラムを定期的に掲載いたします。



連携情報課
主査 濱田 卓生
趣味：グルメ巡り

私は、商店街の仕事に携わるなかで、多くの気づきを得ています。商店街は依然として厳しい経営環境にありますが、「どうすれば活気を取り戻せるのか」という問いは、常に議論の中心にあります。

そのような中、全国商店街（振連）の職員講習会で、「愛され続ける商店街づくりには『思い出づくり』が必要だ」という発表を聞き、ハッとさせられました。

私自身も、子どものころに天文館で買い物をした思い出や、偶然出会ったイベント、ワクワクしながら歩いた商店街での体験があり、今でも仕事帰りに天文館へ立ち寄ることが生活の一部となっています。

商店街は、来街者が買い物や食事を楽しみながら思い出を積み重ね、「また訪れたい」と思える場所であり続けることが大切だと感じています。

「人生は思い出でできている」という言葉があります。今後も支援を通じて来街者の「思い出づくり」と「思い出しづくり」を支えていきたいと考えています。

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

- ・月々の掛金は1,000円から
- ・契約者貸し付けの利用が可能
- ・共済金の受給権は差押禁止

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

オンラインで
加入申込み
受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。
制度の詳細内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。

Be a Great Small.
中小機構

小規模企業共済

経営セーフティ共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索



2024.9

かごしまBiz ホールをご利用下さい

鹿児島県中小企業会館 1 階に設置しました「かごしま Biz ホール」は、会館での業務開始以来多くの皆様にご利用いただき、まことにありがとうございます。

一方で、導入費用等の面から、ハイブリッド型に対応した講習会や会議のための設備が十分ではなく、利用者の皆様方にご不便をおかけしておりました。

そこで、厚生労働省の「働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）」を申請し、この度採択いただきましたので、86 インチのモニター 2 台や講師用カメラ等、ハイブリッド型に対応した設備を導入するとともに、設備導入により会議の準備も簡便化されたことで、これまでハイブリット型講習会・会議を開催したことのない皆様にも安心してご活用いただけるようになりました。

つきましては、この設備を組合の皆様方の講習会や会議等に活用いただくため、令和 8 年 1 月末日までの間、特別料金を設定しましたので、この機会にぜひご利用下さい。

【お問合せ】鹿児島県中小企業団体中央会 総務企画課 Tel 099（222）9258

なお、会議室の予約はホームページからお願いいたします。

<https://www.satsuma.or.jp> かごしま Biz ホールアイコンをクリック下さい

新たに導入した設備

- ハイブリッド対応の 86 インチモニター 2 台（PC 画面表示にも対応）
- 講師の表情を映すためのカメラ
- ※ 音響設備は既に設置済のものを改良してあります。



会員向け特別料金（令和 8 年 1 月末日まで）

（単位：円）

	9:00 ～ 12:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 17:00	時間貸	収容人数（3 人掛けの場合）
大会議室	21,000	56,000	28,000	9,000	スクール 144 人、口の字 78 人
中会議室	12,000	32,000	16,000	5,000	スクール 60 人、口の字 60 人
小会議室	令和 8 年 1 月末日までは中会議室をご利用下さい				

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）について

厚生労働省の働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）は、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金が支給されるものです。

事業協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等での利用も可能ですので、ご検討される方は、ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>）をご参照下さい。また、申請については中央会までご相談下さい。

12/7

SUN

チャレンジ!

検定試験を受けて組合士になろう!!

令和
7年度

中小企業組合 検定試験

受験申込

令和7年度中小企業組合
検定試験受験申込サイトから
お申込みください。



受験資格

特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での3年以上の実務経験が必要です)。

試験科目

組合会計 組合制度 組合運営

試験日

令和7年12月7日(日)

試験地

札幌・青森・仙台・秋田・郡山・水戸・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・金沢・京都・松江・広島・山口・高松・福岡・大分・宮崎・浦添

願書受付期間

令和7年9月1日(月)～10月21日(火)

受験料(税込)

7,700円 ※一部科目免除者については、6,600円(二科目受験)、5,500円(一科目受験)。

お問い合わせ先

お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または
全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い合わせ下さい。

組合士

検索

主催/全国中小企業団体中央会

後援/中小企業庁

協力/都道府県中小企業団体中央会

鹿児島県内の景況について

令和7年7月

令和7年7月期における鹿児島県内45組合(傘下組合員数4,160社)の景況は次のとおり。

【前月比】

「売上高」が5ポイント「収益状況」が6ポイントそれぞれ改善するなど、下げ止まりの兆しが見られる。一方、厳しい暑さが来客数の減少を招いており、自動車販売業や商店街を中心に売上の減少を危惧する声が上がっているほか、従業員の熱中症対策など作業効率の低下が懸念される。

【DI 値 前月比】

	前月 令和7年6月	今月 令和7年7月	比較結果
業界の景況	-14	-12	➡
売上高	-14	-9	↗
在庫数量	-5	-8	↘
販売価格	7	2	↘
取引条件	-4	-4	➡
収益状況	-17	-11	↗
資金繰り	-9	-5	➡
設備操業度	-5	-6	↘
雇用人員	-6	-5	➡

【前年同月比】

「売上高」が7ポイント「収益状況」が8ポイントと大きく改善したが、「業界の景況」は依然として低い水準にある。また、「設備操業度」が3ポイント「雇用人員」が2ポイント悪化しており、生産性向上が課題となっている。

【DI 値 前年同月比】

	前年 令和6年7月	今月 令和7年7月	比較結果
業界の景況	-15	-12	➡
売上高	-16	-9	↗
在庫数量	-3	-8	↘
販売価格	3	2	↘
取引条件	-5	-4	➡
収益状況	-19	-11	↗
資金繰り	-10	-5	↗
設備操業度	-3	-6	↘
雇用人員	-3	-5	↘

※比較結果(数値の範囲)

↑ = +10以上 ↗ = +5 ~ +9 ➡ = 0 ~ +4 ↘ = -9 ~ -1 ↓ = -10以下

DI 値とは、前月又は前年同月から「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

製 造 業

【食料品(味噌醤油製造業)】

今年は例年にない早い梅雨明けにより、7月は連日猛暑続きだった。例年、この時期はめんつゆが需要の本番を迎え、今年は天候にも恵まれ概ね順調な売上で推移したようだ。しかし、味噌に関しては猛暑だけでなく米の価格高騰が仇となり、思うような売上が得にくい状況にあり、苦戦を強いられたようである。

【食料品(酒類製造業)】

(令和7年7月分データ)

(単位:千%)

区 分		R6.7	R7.7	前年同月比
製成数量		4,228.3	3,048.2	72.1%
移出 数量	県内課税	2,855.4	2,798.7	98.0%
	県外課税	4,084.0	4,141.2	101.4%
	県外未納税	1,684.4	1,560.1	92.6%
在庫数量		181,958.6	181,055.8	99.5%

【食料品(漬物製造業)】

各社原料不足により、生産調整を余儀なくされている。そのため、積極的な売込ができていない。

【食料品(蒲鉾製造業)】

猛暑のため、蒲鉾製造現場も高温になり、従業員が熱中症にならないか毎日危惧している。トランプ関税の影響は、今のところは無いように聞いている。すり身は魚の水揚げが少なく、価格が徐々に上がっている。お中元の数量が若干下がっているが、少子高齢化を考えると仕方がないと考えている。8月は、お盆の帰省客に練り製品を食べていただき、お土産として購入していただきたい。

【食料品(鯉節製造業)】

鯉の相場が安定してきた。輸入物が少なくなり、同業者は国産の巻き網漁による原料中心に製造しているようである。鯖に関しては高値が続いている。

【食料品(菓子製造業)】

今年の夏は非常に暑く、ジェラート、かき氷、葛キャンディーなどの冷菓に力を入れている店も多くなっている。新燃岳の噴火や悪石島の地震などが、全国ニュースで報道されるので、霧島方面で観光客が減少するなど影響が出ていると聞いた。

【食料品(茶製造業)】

共同販売実績の対前年度売上は156.0%(対前年7月売上1,197.7%)であった。京都の販売会にて、緑茶の需要が高まり、価格が上昇して売上も好調であった。

**【本場大島紬織物製造業】**

検査反数は209反であり、前年同月比12.0%減少した。8月に県内で販促イベントが開催されるので、売上に期待したい。

【木材・木製品】

主力商品である製材製品の需要不振は長期にわたり継続しており、回復の兆しは見えない。加えて、酷暑の影響もあり素材丸太の入荷にも陰りが見え始めており、閑散とした状況である。不安定なトランプ関税の行方や国内の困窮した政情もあり、エンドユーザーの木材需要に向けた食指は活性化しそうにない状況である。

【木材・木製品】

鹿児島県の5月分の新設住宅着工戸数は485戸で前年同月比72.0%であり、うち木造は337戸で同78.0%、木造率は69.5%と4月からの改正建築基準法の施行(4号特例の対象縮小)に伴う若干の駆け込み需要が一服し、反動減となってきた模様である。県産スギ丸太4m中目材の6月の価格は、米国の関税措置で輸出の先行きが不透明なため、C材丸太の価格が弱含み、若干下げてきているものの、木質バイオマス発電等の低質材が丸太全体の価格を底上げしており、前年同月比95%にとどまっている。

一方、スギ製品の柱角の6月の価格は、前年同月比98%、KD材も同97%と昨年と比べて僅かに下げの状態である。製材所は今月も原木高の製品安が続いており、厳しい環境となっている。

【生コン製造業】

出荷量は合計78,584m³(官公需39,966m³、民需

38,618m³)であり、対前年比81.9%(官公需79.9%、民需84.1%)となった。官公需・民需合計における対前年比で7地域が増加しており、増加率が大きい順に南隅123.1%、宮之城81.3%、南薩60.9%となっている。一方、11地域が減少しており、減少率が大きい順に与論島59.4%、屋久島52.8%、大隅50.2%となっている。鹿児島地域は、対前年比で官公需62.0%、民需77.2%であり、官公需・民需合計で71.8%となっている。

【コンクリート製品製造業】

7月度の出荷量は、4,701トンの前年度同月比113.7%となった。出荷量は鹿児島地区、奄美地区にて前年度同月比を下回り、他地区は前年度同月比を上回った。鹿児島地区においては前年度同月比59.0%と大きく下回っており、3ヶ月連続で大幅に減少した。7月度の受注量は前年度よりも半減し、近年、県内各工場は出荷量の減少に伴い、在庫調整を行っている。これからの公共工事受注増加に期待している。

【鉄鋼・金属(機械金属工業)】

数少ない製作物件を早く終わらせ次に期待したいところであるが、見積があっても受注に至らない。来春から夏の物件情報についても「再見積もり」「設計変更」等で未確定が多い。

【豊製造業】

原材料の高騰に伴い、単価が取れない。

【印刷業】

昨年からの廃業による脱退が続いている。今月には老舗の印刷会社が廃業するとの情報が入っており、業界内で大きな衝撃を受けている。従業員数十人全員が解雇されるとのことであり、様々な影響が予想される。

非 製 造 業

【水産物卸売業】

対前年同月比で、数量86.1%、金額106.6%、単価123.8%となった。対前月比は数量85.4%、金額98.1%、単価114.8%となった。魚類市場での取引、漁獲量の多くシェアを占めているカツオが、昨年度と比べて60%程度であるため、数量が減少している。太物(マグロ)の取引は安定している。

【燃料小売業(LPガス協会)】

8月積みサウジアラムコ産の液化石油ガスはプロパン520ドル(前月比△55)、石油化学原料のブタンが490ドル(前月比△55)とかなり下がった。LPガスは不需要期、極東の猛暑で需要は低迷した。米国市場を見ると不需要期を迎えても需要は堅調、関税問題で中国向け輸出は減少したが、輸出は回復傾向である。供給は天然ガス増産で潤沢、全米プロパン在庫は積み上げが進み、在庫水準は5年平均レンジの最上位まで上昇した。

【中古自動車販売業】

7月は、猛暑日が続いたことで来店客が減少し、厳しさが増した。円安が続いたことで輸出業者の応札が活発となった。そのため、価格が高騰し、仕入れが困

難になり、在庫不足に陥っている。

【青果小売業】

葉物野菜、果物ともに高温障害、異常気象により不作である。8月に大きな価格変動が予想される。

【農業機械小売業】

米価格の上昇が農家の購買意欲の向上につながっている。特に、東日本における米処が上昇している。

【石油販売業】

7、8月はガソリンの需要最盛期にあるものの、諸物価高、原油急騰時の価格転嫁が遅れており、収益は回復しきれていない。ガソリン税旧暫定税率の年内廃止が与野党合意のもと進行中であるものの、多くの課題も見られる。石油販売業界は、店頭の混乱がなくソフトランディングできる制度設計を強く望んでいる。特に、暫定税率廃止前の手持ち在庫となっているガソリンには、高い税率が適用されており、税還付の可否等、悩ましい問題である。夏場の季節商品であるガソリン販売に期待すると同時に、熱中症対策にも万全を期している。

【鮮魚小売業】

シケや猛暑が続き必要な魚の入荷が少なく、高値で

取引されている。桜島の降灰もあり、お客様の来店も大幅に減少し、苦戦を強いられた。土用の丑の日は、若干の減少が前年並みであった。

【商店街(始良市)】

毎日続く猛暑の影響で通りを歩く姿もまばらで、各店舗とも来客数が伸び悩んでいる。

【商店街(鹿児島市)】

令和7年7月は、初商いから引き続き盛り上がり欠ける商戦となっている。**最低賃金の上昇は労働者にはいいが、中小零細企業は賃上げを実施できない。**そのような中、組合では夏イベントの装飾を設置するなど誘客を促しており、10月にはSNSを活用した広報戦略に関する講習会を開催する予定である。なお、商業施設との連携型の事業継続力強化計画を策定することが決まり、九州経済産業局に申請中である。

【サービス業(旅館業/県内)】

インバウンドの減少に伴い、前年同月比で95.0%の減少となった。新しい取り組みを企画し、前向きに行動している。

【測量設計業】

国家公務員の給与を3%以上上昇させるニュースもあり、地方企業・民間企業も賃金上昇の波にしっかり乗れて景気浮揚し、明るい世の中になってもらいたい。

【建築設計監理業】

7月の公共団体等の入札状況は、件数で81件程度、契約金額で約2億6,200万円程度であり、前年同月(61件、約2億4,400万円)と比較すると件数、契約金額ともに減少となった。また、6月の新設住宅着工戸数は408戸とここ数年では最低の戸数となっており、対前年同月比(858戸)も52.45%の大幅減少であり、対前年同月比は3月連続で減少となった。

【自動車分解整備・車体整備業】

7月の動向もほぼ前年並みであった。車検整備の他にはエアコン修理が多い様子である。根本的な修理はコストが多くなるため、ガス漏れ等はチャージ等によるシーズンしのぎの依頼もあるようである。

【電気工事業】

人材不足が深刻化している。特に、**現場管理者が不足しており、受注活動に影響を及ぼしている。**

【造園工事業】

例年通り、公園草刈り業務や道路草刈り業務、水源地草刈り業務等に追われるため、作業員の確保が重要課題である。そのような中、**酷暑で非常に厳しい労働環境の中での作業となり、熱中症等も懸念している。**

【管工事業】

6月の新設住宅着工戸数が発表され、前年比△52.4%と大きく減少した。第1四半期においても前年比△32.2%とこれまでにない落ち込みとなり、経営状況は一層厳しさを増している。

【建設業(鹿児島市)】

建設資材や燃料費等の高止まりに加え、人件費や下請け単価、金利の上昇などが建設業の経営を圧迫しており、適正な利潤の確保が困難となっている。特に、格付下位の会員企業においては、公共工事(特に鹿児島市)の減少等により、事業縮小や廃業、吸収合併などの動きが見受けられる。また、熟練技術者をはじめ人材の確保が課題となっている。

【建設業(奄美市)】

二次製品共同購入があった。セーフティネット借入れもあり、組合員は助かっている。

【貨物自動車運送業】

県下161運送事業者の燃料の購買動向は、前月と比較して99.75%減少した。前年同月と比較して80.55%減少した。

【運輸業(個人タクシー)】

猛暑による人々の動向が鈍く感じるが、実際のところ見当が付きにくい。タクシー業界は比較的順調である。

【運輸・倉庫業】

7月の荷量は昨年度と同水準で推移したが、暑さで青果や卵などに影響がでている。熱中症対策は、空調服や飲料水を準備するなど対応している。**労働時間は少しずつ改善されてきたが、人件費・燃料費高騰などにより運賃値上げを要請している。**



その印刷に高付加価値を。



IMPACT.P の

EASTSAHI
PRINTING COMPANY

〒891-0122 鹿児島市南栄3丁目30-7
TEL.099-266-5522 FAX.099-266-5523

<https://eastasahi.com>

令和7年8月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額 1,000 万円以上・法的整理のみ)
(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数 6 件 負債総額 3 億 1,800 万円

〔件数〕 前年同月比 3 件増 〔負債総額〕 前年同月比 127.1%増

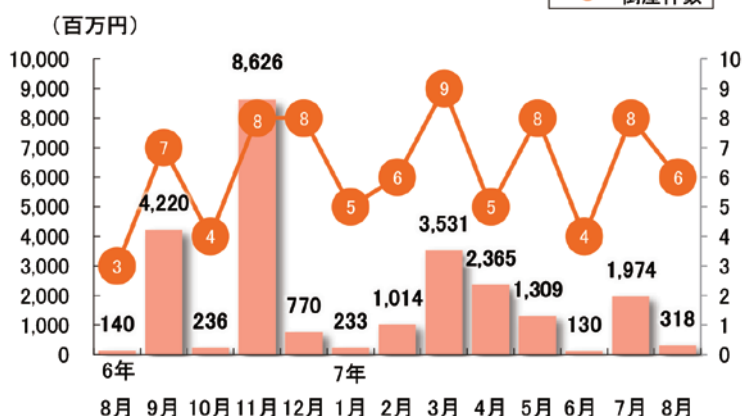
ポイント

～倒産件数、負債総額ともに前年同月比増加～

◆倒産件数は 6 件で前年同月比 3 件増、前月比で 2 件減。

◆負債総額は 3 億 1,800 万円で前年同月比 127.1%増、前月比 83.9%減。

鹿児島県の倒産推移(令和6年8月～令和7年8月)



【今後の見通し】

倒産件数は、依然として直近 5 年でも最多ペースで進んでおり、販売不振という不況型倒産が増加傾向にある。特に、8 月の倒産は負債額が 1 億円を超える企業は無く、資本金 1,000 万円以下、従業員数 10 名未満の資本金及び資金力の乏しい小規模企業における経営環境の悪化がうかがえる。

企業経営の足元を見ると、予想を上回る物価高

や資材価格の高騰に加え、利上げによる影響が出てきており、不安定さが増している。更には、11 月からは鹿児島県内の最低賃金が初の 1,000 円台となる 1,026 円となる予定である。企業経営に関わる「ヒト・モノ・カネ」のそれぞれにおいて企業を取り巻く環境は厳しく、今後も不況型倒産をはじめとした倒産の発生が懸念されよう。

令和7年8月 主な企業倒産状況 (法的整理のみ)

企業名	業 種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態 様	備 考
U(株)	生鮮魚介卸	90	10,000	北薩地区	破産	
(有)K	医療用機械器具卸	77	3,000	大隅地区	破産	
(有)R	電気通信工事業	68	4,000	鹿児島市	破産	
(株)A	宝石・貴金属製品卸	40	5,000	鹿児島市	破産	
(有)O	旅館・ホテル	30	3,000	鹿児島市	破産	
農事組合法人 N	えのき茸生産	13	3,000	北薩地区	破産	

※主因別は「販売不振」5 件、「不良債権の累積」1 件

中央会創立70周年記念式典・祝賀会

開催日 令和7年12月8日(月)
 場所 城山ホテル鹿児島
 記念式典 15:00～
 記念講演 16:00～
 講師 オフィス安川代表
 安川 周作 氏 ((株)島津興業 元専務取締役)
 テーマ 『日本の産業革命と薩摩
 ～先人に学ぶ経営術～』
 祝賀会 18:00～

☆お問い合わせは総務企画課まで

「さつまのメルマガ(略称『さつまガ』)」
 の登録はHPもしくは二次元バーコードから!!



<https://www.satsuma.or.jp/mailmagazine>



表紙・本文中で登場する
 ぐりぶー&さくらとその子供達は
 鹿児島のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー #811

今月の表紙

第29回 名水丸池感謝の夕べ



「@湧水町役場商工観光PR課」

鹿児島県始良郡湧水町にある「丸池湧水」は、環境省の「名水百選」に選ばれた美しい湧水池です。池の底からこんこんと湧き出す清水は一年を通して水温が一定で、透き通った青緑色の水面が訪れる人々を魅了します。

毎年秋には、丸池の水面やせせらぎの道が約2,000本の竹灯籠にやさしく照らされ、幻想的な光景が広がり、会場ではキッチンカーによるマルシェやステージイベントも行われ、灯りと音楽が織りなす幽玄の世界をお楽しみいただけます。

この催しは、日頃から私たちを潤し、支えてくれる丸池湧水への感謝の思いを込めて実施するものです。

ぜひ、丸池の魅力を全身で感じに、ぜひお越しください。

令和7年10月

4日(土) 11:00～	中央会青年部会 「かごんまわっぜかフェスタ'25」 鹿児島市「天神おつきや商店街びらも～る」
16日(木) 14:00～	令和7年度ネットワーク活用セミナー 「鹿児島県内におけるサイバー攻撃の実態とその備え」 鹿児島市「かごしまBizホール」
24日(金) 17:00～	青年部50周年記念講演会 「後継者不在の時代にくそ、“志”が継ぐ力となる」 鹿児島市「かごしまBizホール」
30日(木) 14:00～	人材確保・人材育成講習会 「社員のやる気を引き出す『言葉の力』 ～ペップトーク&質問力～」 鹿児島市「かごしまBizホール」
31日(金) 14:00～	外国人技能実習制度適正化講習会 「育成就労制度によって何が変わるのか～外国人雇用を巡る展望～」 鹿児島市「ホテル・レクストン鹿児島」

令和7年11月

6日(木) 9:00～	組合士検定試験対策講座(会計・制度・運営) 鹿児島市「かごしまBizホール」
----------------	---

※各種都合により、変更になる場合は改めてご案内いたします。

お問い合わせ

鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島市城山町1番24号 鹿児島県中小企業会館2階

TEL:099-222-9258 FAX:099-225-2904
 情報誌へのご意見・ご要望はこちらまで
magazine@satsuma.or.jp



HAPPY DESIGN SURVEY

幸せデザインサーベイ

「幸せデザインサーベイ」は、
商工中金の新サービスです。
詳細については、
<https://www.happydesignsurvey.com>
をご覧ください。

幸せデザインサーベイは、会社の幸せを可視化します。



幸せに フォーカス

中小企業の幸せに
フォーカスした商
工中金独自の従業員向けアンケート
調査です。



売上と幸せの 関係性

幸せ指数の高い企
業は、売上の成長
率も高い傾向にあ
ります。



WEB で簡単！

サーベイは、URL、
QRコードから、
WEBで簡単に受け
られます。スマホに
も対応しています。



従業員の 本音が聞ける

個人情報特定す
る質問がなく、従業
員の本音を聞くこ
とができます。



豊富な ソリューション

数値が悪くても大
丈夫！豊富なソ
リューションによ
り、改善をサポート
します。

一緒に、幸せな会社を創りましょう



人を思う。未来を思う。

商工中金

[https://
www.shokochukin.co.jp/](https://www.shokochukin.co.jp/)

商工中金

検索

鹿児島支店

099 (223) 4101

〒892-0847 鹿児島市西千石町17-24

お役立てください



- ❖ 火災共済（地震危険補償特約）
- ❖ 休業対応応援共済
- ❖ 自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ❖ 生命傷害共済
- ❖ 医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ❖ 自動車総合共済（MAP）



安心を明日につなぐ

かごしま共済

鹿児島県火災共済協同組合

理事長 小 正 芳 史

〒892-0853 鹿児島市城山町1番24号

（鹿児島県中小企業会館3階）

TEL:099(225)4218 FAX:099(227)3595

全国中小企業団体中央会の
「業務災害補償制度」と「ビジネス総合保険制度」で

事業活動リスクを 包括的にカバー します。

企業経営には多くのリスクが存在しています

- 労災訴訟のリスク
- 労務災害のリスク
- 事業休業のリスク
- 賠償責任のリスク
- 財物損害のリスク

災害や事故などをはじめ、様々なリスクへの
備えが**企業経営への安心**につながります。

大好評

業務災害補償制度

新しい労災リスクから会員の皆様をお守りする
業務災害補償制度の特徴

- 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる
割安な保険料水準
一般加入と比べ約半額の掛金水準
- 労災賠償に備える「**使用者賠償責任保険**」を標準セット
- 政府労災保険の給付を待たずに**保険金のお支払いが可能**
政府労災保険への加入が必要です。(使用者賠償責任保
険は給付決定後の支払いになります)
- 契約は無記名式。**短期労働者やパート・アルバイトも包括補償**
- 掛金は売上高と業種で算出**掛金は全額損金算入可能**

ビジネス総合保険制度

事業活動を取り巻く様々なリスクから
会員の皆様をお守りする
ビジネス総合保険制度の特徴

- 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる
割安な保険料水準
- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリ
を解消し、**一本化してご加入**
- 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)
リスクを総合的に補償
- 事業休業補償により災害に遭った際の
事業継続のための資金を確保
- 保健所指示などによる新型コロナウイルス感染症の**消毒
費用および消毒に伴う営業休止にかかる損失を補償**

本内容は業務災害補償制度およびビジネス総合保険制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は引受保険会社の約款、パンフレット等に従います。

お問い合わせ先

鹿児島県中小企業団体中央会
〒892-0853 鹿児島市城山町1番24号
鹿児島県中小企業会館2F
TEL: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

お見積り、ご加入手続きは引受保険会社にお問い合わせください。
(※)募集覚書締結中央会になります。

制度引受保険会社(制度参入順)

東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社(令和4年7月より業務災害のみ)

制度運営

全国中小企業団体中央会

本広告は有限会社エヌ・エス・エイサービスによるものです。